

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第7号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）別表第1」を「大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和市条例第1号）別表第5」に改め、同項第16号中「訴願」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。